

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、四〇九号  
平成十四年十月八日  
(火曜日)

## 規則

### 目次

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日 (建築住宅課) 一  
を定める規則

## 告示

町の区域の設定 (地 方 課) 一

字の区域の廃止 ( ) 〃 ( ) 三

換地計画書の縦覧 (農 村 整 備 課) 四

保安林子定森林 (二件) (森 林 整 備 課) 五

道路の供用開始 (道 路 整 備 課) 五

## 公告

島根県芸術文化センター(仮称) 情報システム整備 (文 化 振 興 課) 六

工事に係る一般競争入札の実施 ( ) 〃 ( ) 〃

平成十四年度前期技能検定試験の合格者 (労 働 政 策 課) 九

公共測量の実施 (用 地 対 策 課) 一二

特定調達公告 (森 林 整 備 課) 一二

平成十四年度島根県治山地理情報システム開発業務 (森 林 整 備 課) 一二  
に係る一般競争入札の落札者等

公布された条例等のあらまし

◆島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第九三号)

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第四十七号)の施行期日は、平成十四年十月二十一日とすることとした。

## 規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成十四年十月八日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第九十三号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第四十七号)の施行期日は、平成十四年十月二十一日とする。

## 告 示

### 島根県告示第八百八十二号

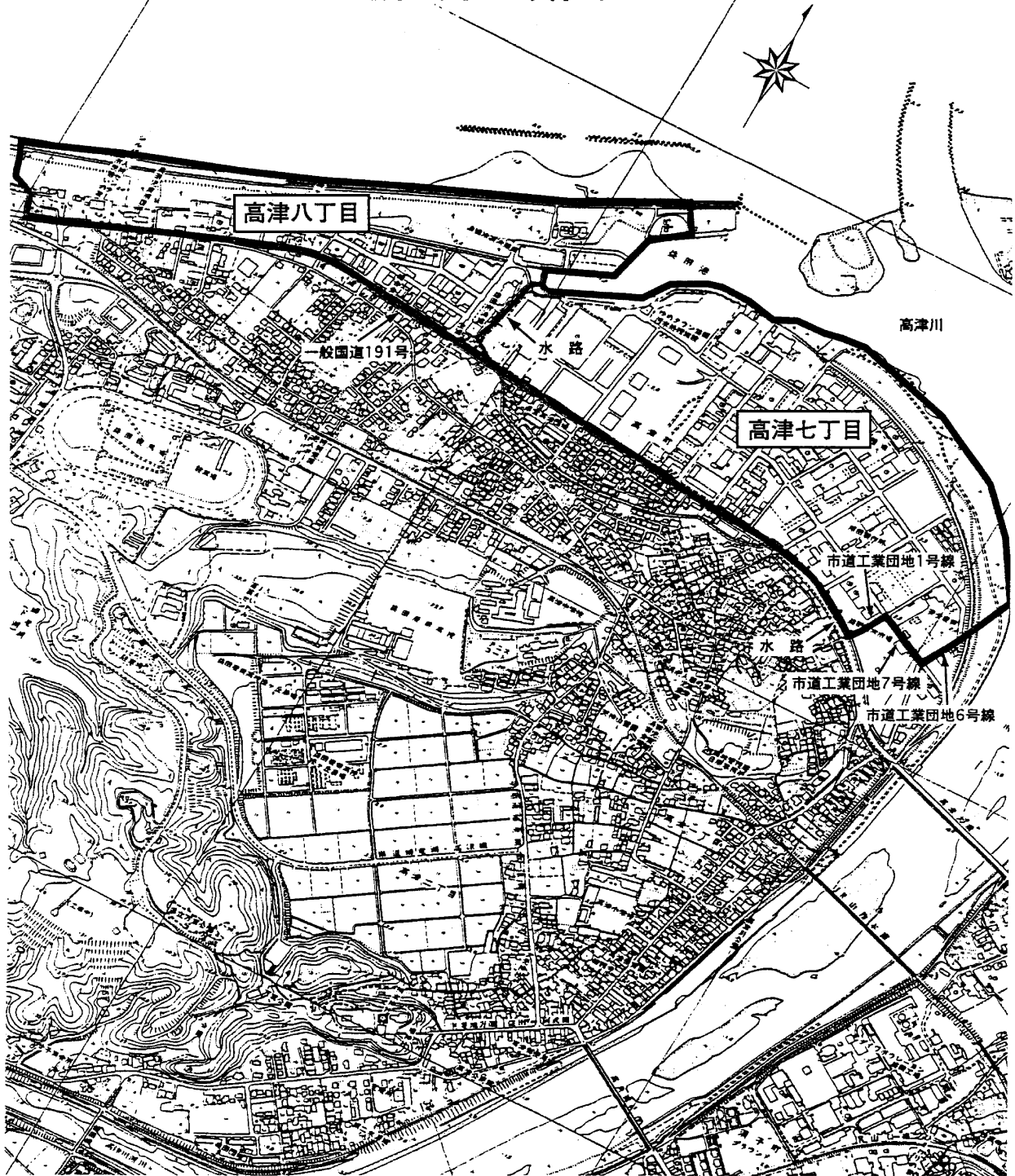
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、益田市長から益田市の区域内の別図に示す町の区域を別図のとおり設定する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、平成十四年十月十五日から生ずる。  
平成十四年十月八日

島根県知事 澄 田 信 義

別図

# 新町区域図



凡例 ——— 新町界

□ 新町名

益田市

町の区域の表示

新町名	町の区域の境界線(路線の名称等)			変更後の区域に含まれる変更前の町名	
	東側	西側	南側		北側
高津七丁目	市道工業団地一号线、市道工業団地六号線及び市道工業団地七号線	水路	一般国道一九号及び水路	一級河川高津川水系高津川及び筆界	高津町の一部
高津八丁目	水路及び筆界	筆界	一般国道一九号	海岸線	高津町の一部

一 境界線は、平成十四年七月三十一日現在のものである。

二 道路及び水路の境界は、東及び西の方向の路線にあつては南側線とし、北及び南の方向の路線にあつては東側線とする。

三 筆界の詳細は、次のとおりとする。

(一) 東側の筆界の境界線

新町名	変更前の町名	境界となる地番
高津八丁目	高津町	地番 一七四四の四、一七四六の三四、一七四六の三六、一七四六の四〇、一七四六の五二、一七四六の五四

(二) 西側の筆界の境界線

新町名	変更前の町名	境界となる地番
高津八丁目	高津町	地番 一五六一の三、一五六一の三〇、一五六一の三二、一五六一の三八

(三) 北側の筆界の境界線

新町名	変更前の町名	境界となる地番
高津七丁目	高津町	地番 一二二八の一、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇

島根県告示第八百八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、安来市長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による須崎地区基盤整備促進事業の換地処分告示のあつた日の翌日から生ずる。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄田信義

安来市島田町において字を廃止する区域

町	字	地番
島田	三反田	五六七の二、五六七の一、五七五の四
	筒井	六一八の一、六一八の三から六一八の五まで、六一八の七、六一九の一、六一九の五、六二〇の一、六二〇の二、六二一の一、六二一の三から六二一の五まで、六二二の一、六二三の一、六二三の三、六二四の一、六二四の三、六二五、六二六の一、六二七の一、六二七の二、六二八、六二九の一、六三〇、六三二の一、六三三の一、六三三の三、六三三の五から六三三の七まで、六五二の六、六五二の八、六七四の一、六七四の二、六八二の一から六八二の一五まで、六八三の一、六八三の二、六八四の一、六八四の二、六八五の一、六八五の二、六八六の一、六八六の二、六八七の一から六八七の四まで、六八八の一から六八八の六まで、六八九の一から六八九の三まで、六九〇の一から六九〇の

西ノ前	楨戸	瀬崎	別石
八五九の三、八五九の四、八六〇の二、八六一から八六三まで、八六三の二から八六三の三まで、八六四から八六八まで、八六八の二から八六八の五まで、八七二の二、八七二の三、八七三の二、八七三の三、八七四の二、八七五の二、八七五の三、八七六から八八〇まで	七三三の四、七三六の一、七三七の三、七三七の四、七五五の二、七五六の一、七五六の二、七五七、七五八の二から七五八の五まで、七五九の一、七五九の二、七六〇、七六一、七六一の二、七六一の内一、七六二、七六二の内一、七六二の二、七六三、七六四の二、七六四の三、七六四の内一、七六五、七六六の一、七六七の一、七六七の二、七六八の二から七六八の三まで、七六八の四、七六八の五、七六九の二、七六九の三、七九二の二から七九二の三まで、七九三の二、八〇三の二、八〇三の三、八〇四の二、八〇五、八〇六、八〇七の二から八〇七の三まで、八〇八の二、八〇八の三、八〇九の二、八〇九の三、八一〇、八一〇の二から八一〇の三まで、八一〇の四、八一〇の五、八一〇の六、八一〇の七、八一〇の八、八一〇の九、八一〇の十、八一〇の十一、八一〇の十二、八一〇の十三、八一〇の十四、八一〇の十五、八一〇の十六、八一〇の十七、八一〇の十八、八一〇の十九、八一〇の二十、八一〇の二十一、八一〇の二十二、八一〇の二十三、八一〇の二十四、八一〇の二十五、八一〇の二十六、八一〇の二十七、八一〇の二十八、八一〇の二十九、八一〇の三十、八一〇の三十一、八一〇の三十二、八一〇の三十三、八一〇の三十四、八一〇の三十五、八一〇の三十六、八一〇の三十七、八一〇の三十八、八一〇の三十九、八一〇の四十、八一〇の四十一、八一〇の四十二、八一〇の四十三、八一〇の四十四、八一〇の四十五、八一〇の四十六、八一〇の四十七、八一〇の四十八、八一〇の四十九、八一〇の五十、八一〇の五十一、八一〇の五十二、八一〇の五十三、八一〇の五十四、八一〇の五十五、八一〇の五十六、八一〇の五十七、八一〇の五十八、八一〇の五十九、八一〇の六十、八一〇の六十一、八一〇の六十二、八一〇の六十三、八一〇の六十四、八一〇の六十五、八一〇の六十六、八一〇の六十七、八一〇の六十八、八一〇の六十九、八一〇の七十、八一〇の七十一、八一〇の七十二、八一〇の七十三、八一〇の七十四、八一〇の七十五、八一〇の七十六、八一〇の七十七、八一〇の七十八、八一〇の七十九、八一〇の八十、八一〇の八十一、八一〇の八十二、八一〇の八十三、八一〇の八十四、八一〇の八十五、八一〇の八十六、八一〇の八十七、八一〇の八十八、八一〇の八十九、八一〇の九十、八一〇の九十一、八一〇の九十二、八一〇の九十三、八一〇の九十四、八一〇の九十五、八一〇の九十六、八一〇の九十七、八一〇の九十八、八一〇の九十九、八一〇の百	七〇六の七、七〇六の八、七〇七の七、九七二の三、九七二の四、九七二の七、九七二の八、九七三、九七三の一〇、九七三の一一、九七五の一一、九七六の一一、九七六の一二、九七七の九から九七七の一一まで、九七八の三	六まで、六九一の一、六九一の二、六九二の一、六九二の二、六九三の一、六九三の二、六九四の一、六九五から六九七まで、七〇〇、七〇一、七〇二の二、七〇二の三、七〇八、七〇八の二から七〇八の六まで、七〇九の一、七〇九の二、七〇九の三、七〇九の四、七〇九の五、七〇九の六、七〇九の七、七〇九の八、七〇九の九、七〇九の十、七〇九の十一、七〇九の十二、七〇九の十三、七〇九の十四、七〇九の十五、七〇九の十六、七〇九の十七、七〇九の十八、七〇九の十九、七〇九の二十、七〇九の二十一、七〇九の二十二、七〇九の二十三、七〇九の二十四、七〇九の二十五、七〇九の二十六、七〇九の二十七、七〇九の二十八、七〇九の二十九、七〇九の三十、七〇九の三十一、七〇九の三十二、七〇九の三十三、七〇九の三十四、七〇九の三十五、七〇九の三十六、七〇九の三十七、七〇九の三十八、七〇九の三十九、七〇九の四十、七〇九の四十一、七〇九の四十二、七〇九の四十三、七〇九の四十四、七〇九の四十五、七〇九の四十六、七〇九の四十七、七〇九の四十八、七〇九の四十九、七〇九の五十、七〇九の五十一、七〇九の五十二、七〇九の五十三、七〇九の五十四、七〇九の五十五、七〇九の五十六、七〇九の五十七、七〇九の五十八、七〇九の五十九、七〇九の六十、七〇九の六十一、七〇九の六十二、七〇九の六十三、七〇九の六十四、七〇九の六十五、七〇九の六十六、七〇九の六十七、七〇九の六十八、七〇九の六十九、七〇九の七十、七〇九の七十一、七〇九の七十二、七〇九の七十三、七〇九の七十四、七〇九の七十五、七〇九の七十六、七〇九の七十七、七〇九の七十八、七〇九の七十九、七〇九の八十、七〇九の八十一、七〇九の八十二、七〇九の八十三、七〇九の八十四、七〇九の八十五、七〇九の八十六、七〇九の八十七、七〇九の八十八、七〇九の八十九、七〇九の九十、七〇九の九十一、七〇九の九十二、七〇九の九十三、七〇九の九十四、七〇九の九十五、七〇九の九十六、七〇九の九十七、七〇九の九十八、七〇九の九十九、七〇九の百

西ノ前	楨戸	三段田	瀬崎	奥ノ村	西ノ垣
八七四の二	七九二の四、八〇九の三	五六八の一、五六八の二、五六九の一から五六九の四まで、五七〇の一から五七〇の三まで、五七一の一、五七一の二、五七二の一、五七二の二、五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七五の二、五七六の一、五七六の二、五七七の一、五七七の二、五七八の一、五七八の二、五七九の一、五七九の二、五八〇の一、五八〇の二、五八〇の三、五八〇の四、五八〇の五、五八〇の六、五八〇の七、五八〇の八、五八〇の九、五八〇の十、五八〇の十一、五八〇の十二、五八〇の十三、五八〇の十四、五八〇の十五、五八〇の十六、五八〇の十七、五八〇の十八、五八〇の十九、五八〇の二十、五八〇の二十一、五八〇の二十二、五八〇の二十三、五八〇の二十四、五八〇の二十五、五八〇の二十六、五八〇の二十七、五八〇の二十八、五八〇の二十九、五八〇の三十、五八〇の三十一、五八〇の三十二、五八〇の三十三、五八〇の三十四、五八〇の三十五、五八〇の三十六、五八〇の三十七、五八〇の三十八、五八〇の三十九、五八〇の四十、五八〇の四十一、五八〇の四十二、五八〇の四十三、五八〇の四十四、五八〇の四十五、五八〇の四十六、五八〇の四十七、五八〇の四十八、五八〇の四十九、五八〇の五十、五八〇の五十一、五八〇の五十二、五八〇の五十三、五八〇の五十四、五八〇の五十五、五八〇の五十六、五八〇の五十七、五八〇の五十八、五八〇の五十九、五八〇の六十、五八〇の六十一、五八〇の六十二、五八〇の六十三、五八〇の六十四、五八〇の六十五、五八〇の六十六、五八〇の六十七、五八〇の六十八、五八〇の六十九、五八〇の七十、五八〇の七十一、五八〇の七十二、五八〇の七十三、五八〇の七十四、五八〇の七十五、五八〇の七十六、五八〇の七十七、五八〇の七十八、五八〇の七十九、五八〇の八十、五八〇の八十一、五八〇の八十二、五八〇の八十三、五八〇の八十四、五八〇の八十五、五八〇の八十六、五八〇の八十七、五八〇の八十八、五八〇の八十九、五八〇の九十、五八〇の九十一、五八〇の九十二、五八〇の九十三、五八〇の九十四、五八〇の九十五、五八〇の九十六、五八〇の九十七、五八〇の九十八、五八〇の九十九、五八〇の百	五六八の一、五六八の二、五六九の一から五六九の四まで、五七〇の一から五七〇の三まで、五七一の一、五七一の二、五七二の一、五七二の二、五七三の一、五七三の二、五七四の一、五七四の二、五七五の一、五七五の二、五七六の一、五七六の二、五七七の一、五七七の二、五七八の一、五七八の二、五七九の一、五七九の二、五八〇の一、五八〇の二、五八〇の三、五八〇の四、五八〇の五、五八〇の六、五八〇の七、五八〇の八、五八〇の九、五八〇の十、五八〇の十一、五八〇の十二、五八〇の十三、五八〇の十四、五八〇の十五、五八〇の十六、五八〇の十七、五八〇の十八、五八〇の十九、五八〇の二十、五八〇の二十一、五八〇の二十二、五八〇の二十三、五八〇の二十四、五八〇の二十五、五八〇の二十六、五八〇の二十七、五八〇の二十八、五八〇の二十九、五八〇の三十、五八〇の三十一、五八〇の三十二、五八〇の三十三、五八〇の三十四、五八〇の三十五、五八〇の三十六、五八〇の三十七、五八〇の三十八、五八〇の三十九、五八〇の四十、五八〇の四十一、五八〇の四十二、五八〇の四十三、五八〇の四十四、五八〇の四十五、五八〇の四十六、五八〇の四十七、五八〇の四十八、五八〇の四十九、五八〇の五十、五八〇の五十一、五八〇の五十二、五八〇の五十三、五八〇の五十四、五八〇の五十五、五八〇の五十六、五八〇の五十七、五八〇の五十八、五八〇の五十九、五八〇の六十、五八〇の六十一、五八〇の六十二、五八〇の六十三、五八〇の六十四、五八〇の六十五、五八〇の六十六、五八〇の六十七、五八〇の六十八、五八〇の六十九、五八〇の七十、五八〇の七十一、五八〇の七十二、五八〇の七十三、五八〇の七十四、五八〇の七十五、五八〇の七十六、五八〇の七十七、五八〇の七十八、五八〇の七十九、五八〇の八十、五八〇の八十一、五八〇の八十二、五八〇の八十三、五八〇の八十四、五八〇の八十五、五八〇の八十六、五八〇の八十七、五八〇の八十八、五八〇の八十九、五八〇の九十、五八〇の九十一、五八〇の九十二、五八〇の九十三、五八〇の九十四、五八〇の九十五、五八〇の九十六、五八〇の九十七、五八〇の九十八、五八〇の九十九、五八〇の百	九一六の一、九一六の二	九一〇、九一一の一、九一一の四、九一一の五

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部  
 ただし上記地番は、平成十四年七月十五日現在のものである。

**島根県告示第八百八十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条第一項の規定に基づき、申請人代表者出雲市芦渡町二千四百四十番地島根県農業試験場長から芦渡山崎地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八十六条の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年十月八日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

### 島根県告示第八百八十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林予定森林の所在場所

平田市国富町字市坪一二七六の二、字大平一二七七、一八八五、一八八五の一、一八八六から一八八八まで、一八八八の一、一八八九の一から一八八九の六まで、一八九〇から一八九三まで、一八九四の一から一八九四の四まで、一八九五から一九二三まで、一九二三の一、一九二四、一九二五の一、一九二五の二、一九二六、一九三四から一九三八まで、一九四〇、字旅伏大平二二〇八の一から二二〇八の二二五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び平田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第八百八十六号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林予定森林の所在場所

大田市久利町市原字廻山イ二四一の一、イ二四一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第八百八十七号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄 田 信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
国 道	三百七十五号	邑智郡大和村大字長藤三四一番三地先から同大字九五九番一地先まで	五四九・〇〇 <sup>メートル</sup>	平成十四年十月八日	川本土木建築事務所	
〃	二百六十一号	邑智郡瑞穂町大字下田所三五九番五地先から同大字二六四番二地先まで	七四・八〇	平成十四年十月二十一日	〃	
県 道	大田桜江線	邑智郡川本町大字南佐木三九四番地先から同大字三八四番一地先まで	七六・〇〇	平成十四年十月十八日	〃	

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄田信義

一 工事概要

- (一) 工事名 島根県芸術文化センター（仮称）情報システム整備工事
- (二) 工事場所 島根県益田市有明町
- (三) 工事内容 島根県芸術文化センター（仮称）の情報システムの整備工事

(ア) 基幹システム

- ・ 情報通信基盤
  - ・ 双方向CATV
  - ・ 映像・音声トランク回線
- (イ) 個別システム
- ・ デジタル映像収録システム
  - ・ 講義室映像システム
  - ・ イベント案内システム

（機器調達、設置、配線、調整等一式）

- (四) 予定工期 約二十五カ月間
  - (五) 予定価格 一二七、五〇〇、〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
- 二 入札参加者の資格
- (一) 地方自治法施行令第一六七条の四の規定に該当しない者であること。
  - (二) 電気通信工事について、島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱（平成十三年島根県告示第二百七十三号）第四条第二項の入札参加資格を有する者であり、平成十三・十四年度島根県建設業有資格者名簿に記載された客観点数が一、〇〇〇点以上である者であること。
  - (三) 島根県における県税の滞納がない者であること。
  - (四) この掲示の日から資料の提出期限の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていない者であること。

- (五) 次の基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。  
監理技術者 一名

（電気通信工事業に係る監理技術者資格者証を有する者に限る。）

- (六) 下記の三で履行能力が確認できた者。
- 三 入札参加希望者の履行能力を確認する書類の提出について提出書類

ア. 納入するシステムの機器一覧表

品名、型番、メーカー名、数量等が記載されたもので、様式は任意とする。

なお、機器の仕様がわかる資料（カタログの写し等）を添付すること。

イ. 二(二)で記載する資格を証する書類の写し  
ウ. 二(五)で記載する技術者の資格者証の写し

エ. システム納入後の保守サポート体制を明記すること。

※障害、故障の受付から復旧までのフローチャートで、様式は任意とする。なお、障害、故障の発生から四時間以内に納入場所へ到着できる体制とすること。

(二) 提出期間

平成十四年十月八日(火)～平成十四年十月二十八日(月)

受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前九時から正午まで、及び午後一時から午後四時までとする。

なお、入札日時までの間において、当該書類に関する説明ならびに補正を求めた場合は、速やかに対応すること。

(三) 提出場所

以下の場所に持参又は、郵送すること。

〒六九〇一八五〇一

島根県松江市殿町一 島根県庁四階

島根県環境生活部文化振興課 担当 石倉

電話（〇八五二）二二一五七五二 FAX（〇八五二）二八一九二六二

Eメール：ishikura-shigeo@pref.shimane.jp

(四) 履行能力の確認

履行能力を確認できた者には、その旨を書面にて通知する。

四 入札書の提出について

本入札への参加希望者は、一連の入札仕様関連書類（本件入札説明書及び入札仕様書等）を熟知の上、封印した入札書に「七 入札に当たり提出する書類」を添付して提出すること。

(一) 入札の場所

島根県松江市殿町一番地

島根県庁六階 講堂

(二) 入札の日時

平成十四年十一月十五日(金) 午後二時

五 入札の方法等

(一) 入札の方法

ア. 入札者（入札権限等を委任された代理人または復代理人（以下「代理人」という。）は、封印した入札書に「七 入札に当たり提出を要する書類」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。この場合において、入札書を入れた封書には件名及び会社名を明記しなければならない。

イ. 入札者は、本工事に係る一切の諸経費を含め契約金額を見積もること。

ウ. 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

エ. 入札者はその提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

(二) 代理人による入札

ア. 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の住所及び名称又は商号、代理人であることを表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時まで委任状を提出しなければならない。

イ. 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(三) 開札の方法

ア. 開札は、入札者又はその代理人及び島根県環境生活部文化振興課職員を立ち会わせて行う。

イ. 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札の場所に入場することはできない。

ウ. 入札者又はその代理人は、開札の場所に入場しようとするときは、島根県環境生活部文化振興課職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。

エ. 開札の結果、各人の入札のうち予定価格以下の価格の入札がない場合は、再度入札及び随意契約は行わない。

(四) 再度入札

再度入札は、行わない。

(五) 郵便入札

郵便入札は、認めない。

(六) 落札者の決定方法

島根県会計規則第六十二条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(七) 入札の取り止め又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められる時、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じた時は、島根県会計規則第六十一条の二第一項の規定により当該入札を取り止め、又は入札期日を延期することがある。

(八) 入札の無効

入札に関する条件に違反した時、入札に際して連合その他の不正な行為があった時、その他島根県会計規則第六十三条各号のいずれかに該当する時は、当該入札者の入札は無効とする。

(九) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第六十四条の二の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

六 入札保証金

島根県会計規則第六十一条第一項の規定により、入札参加者の見積金額の百分の五以上を入札前までに納付しなければならない。

ただし、入札参加者が同規則第六十一条の二の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

七 入札にあたり提出を要する書類

(一) 入札書

(二) 代理人により入札を行う場合は、委任状

(三) 入札保証金に係る書類

八 仕様書等の不明疑義

入札仕様書等に関する疑義については、入札説明書に添付する質疑表により、平成十四年十月八日(火)から平成十四年十月十五日(火)までに上記三(三)に記載する場所へ提出すること。

質疑は、持参又は郵送とし、FAX、Eメールでも受け付けるが、FAX送信による場合は、事前に電話でその旨を伝えること。

回答は平成十四年十月二十二日(火)までに行う予定である。

なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

九 契約保証金

島根県会計規則第六十九条第一項の規定により、契約金額の百分の十以上を契約締結時に納付しなければならない。

ただし、落札者が同規則第六十九条の二の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

十 契約書作成の要否

必要である。

十一 契約

(一) 契約条項 入札説明書に添付する請負契約書のとおり

(二) 前金払 なし

(三) 部分払い なし

(四) 契約金の支払い システム引き渡し後一括払い(平成十七年一月～二月)

(五) 契約の手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

十二 その他

(一) 詳細は入札説明書による。

(二) 入札説明書及び入札仕様書の交付期間及び場所  
平成十四年十月八日(火)から同年十月十五日(火)までの間、三(三)の場所において交付する。

ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までとする。

なお、交付は原則窓口渡しとするが、止むを得ず郵送を希望する場合は電話で確認



すること。

平成十四年度前期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成十四年十月八日

島根県知事 澄田信義

一級技能検定

造園(造園工事業)

後藤 孝 別所 崇則 小松原正志 樋野 進 白枝 伸彦

铸造(铸铁铸物铸造作业)

福間 篤史

金属热处理(一般热处理作业)

井澤 徹 山根 秀樹 井上 哲治 山根 邦生

機械加工(数値制御フライス盤作業)

錦織 裕二

機械加工(マシニングセンタ作業)

石賀 宗弘 恩田 集司 南場 政美 鐘築 克己

金属プレス加工(金属プレス作業)

宮本 寛之

鉄工(構造物鉄工作业)

桑谷 康一

建築板金(内外装板金作業)

森井 和彦 湯浅 邦昭 江木 繁文 伊岐 建司 大畑 洋治

松崎 利明 塩野 稔昭

建築板金(ダクト板金作業)

倉橋 民男 長岡 守 田部 寿春

ダイカスト(コールドチャンネルダイカスト作業)

吉田 幸則

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

木村 敬治 藤江 弘之 西村 純一 持田 肇 手銭 弘樹

管 精二 伊藤 一志 川谷実樹生 河江 健一 生馬 清

豊永 勇二 錦織 稔 佐藤 義人

婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

大下 藤栄 上山 玉喜 稲垣 敦子 北原 敦子

家具製作(家具手加工作業)

池田 和弘

建具製作(木製建具手加工作業)

栗谷 辰夫 井上 顕義 深田 学 山内 哲也

石材施工(石張り作業)

勝部 裕 森山 康則

とび(とび作業)

廣野 信二 門脇 修 豊岡 卓也 大野 勝芳 松尾 司

森野 幸治 岩谷 敏彦 田辺 孝一 田中 幸弘 細田 悟

三浦 晃 高橋 久美 斉藤 康博 村上 正二 渡邊 大蔵

左官(左官作業)

安部貴世史 高松 誠 谷口 義隆 白瀬 貴浩 今田 泰治

板垣 敏明

タイル張り(タイル張り作業)

糸原 尚司 渡部 徹

防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事業)

布野 充広

防水施工(アクリルゴム系塗膜防水工事業)

栗原 和訓

防水施工(シーリング防水工事業)

早川 正 小章 誠

防水施工(FRP防水工事業)

影山 茂 砂田 好文 中原 康博 小林 修二 石井 宏治

多々納 茂 的場 孝一 須山 章彦 久木 厚 仁宮 眞二

福田 政行 石田 康彦 石倉 勝紀 石倉 一彦 渡部 栄二  
 柴田 朗 竹本 英次

内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)  
 松田 茂雄 金本 靖正 高橋 透 埜 克志

内装仕上げ施工(ボード仕上げ工事作業)  
 嘉本 光裕 松本 邦彦 坂本 憲仁 遠藤 健治 勝部 正夫  
 佐々木大輔 吾郷 登

熱絶縁施工(保温保冷工事作業)  
 清古 秀則 竹中 弘治 平川 和良 平川 潤

サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)  
 白根 功二 中島 孝博 石橋 成治 太田 健 三保 敬一  
 坪井 修 数井 善光 山崎 直之

塗装(壁装作業)  
 松田 幸洋

塗装(建築塗装作業)  
 岩佐 智好 松本 信治 和田 貢 小川 宣正 山本 健  
 角 敏明

清村 定男 佐々木亮治 官澤 修司  
 フラワー装飾(フラワー装飾作業)

松本 潤 松原 秀司 荒木 宏佳 松本ゆかり 澄田 彩子  
 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーク工事作業)

富本 嘉一 森崎 真 大和 憲充 林 和成 足立 利夫  
 梶谷 哲朗 佐藤 真琴 西 敬治 松本 一也 坂本 明広  
 路面標示施工(加熱ペイントマシンマーク工事作業)

金坂 康広 古川 一彦  
 産業洗浄(高圧洗浄作業)

石田 浩平 野津 浩 荒島 考助 和田 操 土山 博徳  
 釜田 和弘 大崎 茂則 永沢 修二

二級技能検定

園芸装飾(室内園芸装飾作業)

齋藤 育夫 青山由紀美 門脇 洋子

造園(造園工事作業)

浜田 直志 長谷川千紗 森脇 正樹 井上 則幸 高橋 友之  
 若槻 正治 安田 直道 今津 宗治 周藤 正紀 浅津 裕行  
 池田幸一郎 荒薦 勉 登尾 操 福原 崇 田中 俊行  
 村田健太郎 今岡 康治 小松原照夫 郷原 和也 石原 光章  
 田原 大輔

铸造(铸铁铸件铸造作業)

加藤 一之 原 靖浩 島田 大輔

金属熱処理(一般熱処理作業)

吉岡幸一郎 古志 暢久 近藤 隆明 牧野 隆 石田 哲章  
 村松 洋一 長尾 輝夫 山本 良彦

機械加工(普通旋盤作業)

角 健吉 山田 早人

機械加工(フライス盤作業)

前田 伸二 飛田 芳彦 江角 雅宏 金月 徹

機械加工(平面研削盤作業)

内藤 文海

機械加工(数値制御旋盤作業)

保田 靖彦 足立 友行 尾原 義治 荒木 強

機械加工(数値制御フライス盤作業)

勝部 秀人

鉄工(製缶作業)

大国 等 石川 好則

鉄工(構造物鉄工作業)

坂本 憲治 岩成 浩 多々納英司

建築板金(内外装板金作業)

山田 満 古川 正俊 石倉 一夫 野々村恭志 武田 敏行  
 仕上げ(機械組立仕上げ作業)

古田 優慈  
 切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)

平井 祐二  
 ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)

渡辺 勇

電子機器組立て(電子機器組立て作業)

安部 朋宏 永江 健二 岩田 真一 渡部 清志 新宮 直子

小村 邦博 平井 智里 松本 慎司 高尾 浩 永井 佳吾

川上 惇子 岩田 昌広 板垣 智子 森山 由紀 渡部 克俊

福島 真也 宇畑 祐司 瀬崎 勉 福本由美子 玉木 淳一

藤田 昭恵 勝部 優子 勝部 早織 池田 智基 本田 祐子

原 祐里 藤田由美子 石飛多佳子 葛西 勇 川上 孝行

山本 基之 黒田 雅彦

建設機械整備(建設機械整備作業)

寺田 栄喜 川上 伸一 塚谷 裕正 南波 正一 嘉本 稔

浅海 淳 三上 聡 木村 淳 福山 洋一 原 悟史

来間 盛男 佐藤 昌平 村上 幸夫 小原 史郎 三谷 拓也

梅田 仁 佐々木 肇 岩田 幹人

婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)

久保田真百美

建具製作(木製建具手加工作業)

高井 伸夫

とび(とび作業)

網川 清和 佐々木宏晃 泉 清樹 森田 高広 和田 竜也

今岡 健治 吉岡 伸悦 山野 睦夫 春木 淳 井田 猛

岡野 秀樹 名原 大吾 川上 充 藤谷 秀和 三浦 功

豊田 哲士 大庭 剛志 上田 智久 和崎 賢治 松井 俊樹

左官(左官作業)

佐々木 誠 岡崎 亨 岡崎 貢 狩野 優

ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)

松浦 初実

タイル張り(タイル張り作業)

藤原 昇 藤原 章 渡部 正人 熊谷 学 岡崎 貢

岡崎 亨 須山 実

防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)

田部 勇

防水施工(シーリング防水工事作業)

長岡 努 錦織 信 中西 聡史

防水施工(FRP防水工事作業)

正部 拓也 波田 光則 伏谷 季敏

内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)

花田亜希子 清水 誠一

熱絶縁施工(保温保冷工事作業)

青木 孝寿

サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)

石原 昇 青木 寛 島田 博之 三浦 郁 高畑 雅弘

東 篤志 小林 啓吾

表装(壁装作業)

高橋 義和 大森 美紀 吉田 公志 今井 雅行

塗装(建築塗装作業)

井上 久 青山 崇志 佐野 弘和 満田 純一 細田 平

今岡 康則 川上 豊 江角 典明 木下 毅 熱田 純一

森木 孝至 三浦 篤 福田 弘幸

塗装(金属塗装作業)

高尾 竜太 森立 政二 渡部 桂毅 田中 紳介 佐々木 薫

伏谷 勇一 矢野 雅義

塗装（噴霧塗装作業）

坂口 継一

広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業）

松浦かおり

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

門脇ゆかり

三級技能検定

造園（造園工事業）

山本 好男

池田 直人

高橋 正則

白楽 茂輝

藤江 幸一

陰山 圭司

横山 叔和

藤井 充夫

上田 孝信

倉井 宏

近藤 真市

田村 宏幸

古川 明

寺本 孝雄

森井 稔

後藤 三郎

永田 功輝

高木 愛子

伊田 進

竹田 克己

三原 孝之

今岡 薫

田中 清喜

仁宮 知子

宇名手英余

吉岡 至裕

坂本 彰男

石井 重郎

大野 正夫

浅浦 徹

川島 利昭

青山 定満

稲田 正行

高野 秀雄

佐藤 登

飯塚 忠美

岡田 清

立石 陽治

福嶋 薫

内田 智久

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、公共測量の実施について松江市浜乃木・乃木福富土地区画整理組合理

事長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公告する。

平成十四年十月八日

島根県知事

一 作業種類

公共測量（基準点測量、出来型確認測量）

二 作業期間

平成十四年九月二十四日から平成十四年十一月三十日まで

三 作業地域

松江市浜乃木および乃木福富町の一部

特定調達公告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年10月8日

島根県知事

澄田信義

1 物品等の名称及び数量

平成14年度島根県治山地理情報システム開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

島根県農林水産部森林整備課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成14年9月11日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

49,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成14年8月2日